

平成 27 年度 第 3 回

地域包括支援に関する会議

資料 1

報告事項

- ・要支援 1・2 の方に対するチラシの配布について

要支援1及び要支援2の方へのお知らせ

平成28年度中に開始予定

## 介護予防・生活支援サービス事業について

要支援の認定を受けた方が利用する介護保険サービスの一部が見直されることになりました。

平成28年の秋ごろから、国が定めていた全国一律のサービスから、北九州市が独自で行う「介護予防・生活支援サービス事業」へ順次移行します。

移行後は、これまで以上に、多様なサービスの提供が可能になります。

介護保険サービスをご利用の方には、平成28年から平成29年の間に、担当のケアマネジャーを通じてご連絡しますので、安心してお待ちください。

この事業についてお問合せがございましたら、地域包括支援センター又は区役所介護保険窓口にご相談ください。

### <移行後の事業イメージ（案）>

国が定める  
介護保険  
サービス

訪問  
介護  
(ホームヘルプサービス)

### 北九州市が独自で行う 介護予防・生活支援サービス事業

※平成28年度中に開始予定のサービスのみ表示

サービス類型	内 容	利用者の 自己負担額
<b>予防給付型</b>	従来どおりの介護サービス事業者によるサービス ・居宅において入浴、排泄、食事の介助（身体介護）、その他の生活全般にわたる支援（生活援助）の提供	従来どおり
<b>生活支援型</b>	介護サービス事業者に限らず、市の指定を受けた者（NPO、企業など）による、生活援助（掃除、買い物等）に限定したサービス	「予防給付型」より低い

通所  
介護  
(デイサービス)

サービス類型	内 容	利用者の 自己負担額
<b>予防給付型</b>	従来どおりの介護サービス事業者によるサービス ・デイサービスセンター等に通い、提供される1日タイプのサービス（入浴、食事、体操、運動、レクレーションなど）	従来どおり
<b>生活支援型</b>	介護サービス事業者に限らず、市の指定を受けた者（NPO、企業など）による半日程度の通所サービス	「予防給付型」より低い

# 「介護予防・生活支援サービス事業」について Q&A

## Q1 「介護予防・生活支援サービス事業」とは何ですか？

平成27年4月の介護保険制度改革において、要支援の認定を受けた方が利用する訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）が見直されることになりました。

見直し後は、国が定めていた全国一律のサービスから、市町村がそれぞれ行う「介護予防・生活支援サービス事業」に移行し、多様なサービス提供が可能になります。

## Q2 「介護予防・生活支援サービス事業」が始まると、何が変わるのでですか？

介護保険サービスでは、介護保険事業者だけがサービスを提供していますが、「介護予防・生活支援サービス事業」では、サービスの内容により、市の指定を受けた者（NPOや民間企業など）による多様なサービスもご利用いただけます。その場合、利用者の自己負担額は、サービスの内容に応じて低くなるものがあります。

## Q3 「介護予防・生活支援サービス事業」が始まると、現在、要支援1・2の人が利用しているサービスは使えなくなるのですか？

所定の手続き後、引き続きご利用いただくことが可能です。

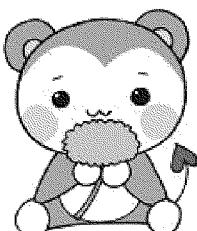
また、手続きまでは現在のサービスをご利用いただけます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来のサービスと比較し種類が増えますので、新たに選択していただくことも可能です。

## Q4 どのような手続きをしたらよいですか？

今、行う手続きはありません。平成28年秋ごろから平成29年にかけて、要介護認定の更新を迎える方から順番に、担当のケアマネジャーを通じてご連絡いたしますので、安心してお待ちください。

なお、新たにサービスの利用を開始される場合は、地域包括支援センターまで相談ください。



### <お問合せ先>

北九州市保健福祉局地域支援部

いのちをつなぐネットワーク推進課総合事業担当

住所：北九州市小倉北区城内1番1号

電話：093-582-2060